

## 令和6年度「商店街情報発信事業」実施要項

### 1. 事業内容

●商店街等の団体が、その商店街の魅力や買い物客の利便性向上を目的とした情報発信ツール(MAPやHP、案内板等)の作成にかかる経費の一部を盛岡市商店街連合会が助成する事業。

### 2. 助成対象者

…盛岡市内の商店街等の団体(※)。

(※)商店街振興組合、中小企業等協同組合のほか、商工業者等によって地域商店街の振興を目的に任意で組織されている団体を含む。盛岡市商店街連合会の会員以外(非会員)の団体につきましては、申請前に実態確認をさせていただきます。

### 3. 助成対象経費

…デザイン費、印刷費、制作費など

(※)対象外経費…振込手数料、会議費、PCなどの機器購入費、プロバイダ料、サーバ管理料など

### 4. 助成率・上限

●助成対象経費の2分の1(※)(千円未満切り捨て/上限額10万円(※))

(※1)1団体・1作成物に限ります。

(※2)原則、助成率に基づいて助成額を算出しますが、全ての申請団体に対する助成額の合計が予算を超過する場合は、各団体の助成額を減額(調整)させていただきます。

上限額や2分の1の助成を確実に保証するものではありませんのでご了承ください。

### 5. 広告料収入について

●情報媒体の作成にあたり広告料収入がある場合は、その額を対象経費から除いて助成額を計算します。

(対象経費－対象外経費)－広告料収入 × 助成率 = 助成額(※最終的に減額調整あり)  
(20万－0万)－8万円 × 1/2 = 6万円

### 6. 事業実施期間および申請期限

●事業実施期間:令和6年4月～12月末

●申請期限:令和7年1月末(※)

(※)原則、令和7年1月末までに支払ったものを対象経費とします。

## 7. 申請書類

●助成を希望する場合は、申請期限までに以下の書類を提出してください。

- ① (様式1)助成金交付申請書
- ② (様式2)事業実施報告書
- ③ (様式3)助成対象経費表 (※R5から様式変更)
- ④ 対象経費の支払を証明する書類(請求書・領収書・振込依頼書等のコピー)
- ⑤ 作成したマップ等の現物… **3部**

## 8. 審査および支払

●助成を希望する全ての団体からの申請および審査が終了してから助成金額が確定します。助成額が確定した段階で事務局から通知書類をお送りいたします。

## 9. その他

●令和2年度より「(様式2)事業実施報告書」の中に、「事業効果」に関する項目が追加になります。具体的には、作成物に対して、下記①②のアンケートを実施し、その割合を記入していただきます。

「①賑わいがあると回答した者の割合」  
(作成物が商店街の賑わいに繋がっているかどうか)

「②魅力的であると回答した者の割合」  
(作成物が商店街や市民にとって魅力的であるかどうか)

(※)アンケートの対象や実施方法は  
問いませんが、最低10人程度は実施  
してください。

ご不明な点につきましては、事務局までご連絡ください。